

工事請負契約に関する提出書類（契約金額 300 万円未満）

契約の締結に当たり、次の書類を契約日までに善通寺市総務課に提出してください。

提出書類	部数	当初提出	契約後提出	注意事項
工事請負契約書	2	○		契約書 1 部に収入印紙を貼付し、割印すること。 契約書に次の書類を添えて、袋とじにして割り印すること。 ①工事請負契約約款・不当要求に対する措置に関する特約 ②リサイクル関係書類（別紙 6-2～6-4 のうち必要なもの）※建設リサイクル法の対象工事のみ。
課税・免税事業者届出書	1	○		課税期間は、その期間に契約日が含まれるように記入すること。
工事着手届	1	○		届出年月日、工事着手年月日は、契約日を記入すること。
工程表	1	○		届出年月日は、契約日を記入すること。
施工体制台帳及び 施工体系図	1		○	下請負契約を締結したときは提出すること。 ※一次下請業者については、原則、社会保険加入業者であること。
下請業者選定通知書	1		○	下請負契約を締結したときは提出すること。 ※一次下請業者については、原則、社会保険加入業者であること。
現場代理人及び主任技術者 等選任通知書	1	○		資格を証する書類の写し及び健康保険証の写しを添付すること。
建設業退職金共済制度	1		○	掛金収納書を貼付すること。 証紙を購入しない場合は理由を記入すること。
リサイクル関係書類	1		○	①説明書 ②リサイクル関係書類契約書（別紙 6-2～6-4 のうち必要なもの） ③分別解体等の計画等 ※建設リサイクル法の対象工事のみ。 ・建築物の解体（床面積の合計 80 m ² 以上） ・建築物の新築又は増築（床面積の合計 500 m ² 以上） ・建築物の修繕・模様替（請負代金額 1 億円以上） ・その他の工作物の工事（請負代金額 500 万円以上） ※詳細は工事担当課と協議の上、提出すること。